		（注３）　33の欄から40の欄までに変更がある場合に限る。 （注４）　衛星基幹放送局等の場合は、当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
3　再免許の申請の場合	1　2　3　4　5　6　7　8　11（注１）　12（注２）　13(注２)　14　15　16　17　18(注１)　19　20　21（注１）　22(注１)　23（注１）　24（注１）　25　26　27（注１）　28（注１）　29　30（注２）　31　32　33(注１)　35（注１）　36（注１）　37(注１)　38（注１）　39　40	（注１）　衛星基幹放送局等の場合に限る。 （注２）　衛星基幹放送局等の場合で、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

［２～34　略］

35　35の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、次により記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第１項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　略］

(4)　(1)の概要図には、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

(5)　［略］

(6)　再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該衛星基幹放送局等のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

36　36の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、次により記載すること。

(1)　35の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第２号に規定する地球局設備を記載すること。

(2)　再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該衛星基幹放送局等のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

37　37の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、次により記載すること。

(1)　設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

		（注３）　33の欄から38の欄までに変更がある場合に限る。 （注４）　衛星基幹放送局等の場合は、当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
3　［同左］	［同左］	［同左］

［２～34　同左］

35　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第１項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　同左］

［新設］

(4)　［同左］

［新設］

36　36の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、35の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第２号に規定する地球局設備を記載すること。

［新設］

［新設］

37　［同左］

(1)　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第１項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。